

# 福祉基金設置規程

〔平成4年3月27日〕  
規程第1号

改正 平成26年 6月 1日規程第1号 平成31年 4月 1日規程第6号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に寄付された指定寄付金等に基づき福祉基金（以下「基金」という。）を設置し、その運用益金を本会の財源に繰り入れ、地域社会の福祉増進を図ることを目的とする。

## (基金の額)

第2条 基金の目標額は1億円とする。

- 2 前項の規程にかかわらず必要があるときは、前項の基金に追加して積み立てを行うことができる。
- 3 前項の規程により積立が行われたときは、基金の額は積立相当額増額する。

## (基金の構成)

第3条 基金は、次の資金をもって構成する。

- (1) 本会に寄せられた指定寄付金等
- (2) 泉南市からの補助金
- (3) その他、基金への繰入金等

## (基金の管理)

第4条 基金は、金融機関への預金、その他確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

## (基金の運用益金の使途)

第5条 基金より生ずる収益は、次の事業に要する経費に使用する。ただし、第2条に定める額に達成するまでは基金に編入することができる。

- (1) ねたきり高齢者の援護
- (2) ひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる高齢者の福祉の増進
- (3) 障害者（児）に対する援助
- (4) ひとり親家庭に対する援助
- (5) 青少年育成活動への援助
- (6) 長期入院患者に対する援助
- (7) 在宅特定疾患患者に対する援助
- (8) 法外援助で行政措置の講じられていないものの助成等

(会 計)

- 第 6 条 基金の会計は、本会の一般会計の中で処理する。  
2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金の運用)

- 第 7 条 基金の適正な運用は、理事会が行う。

(処分の制限)

- 第 8 条 基金はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、災害その他緊急の必要が生じた場合は、理事会の同意を得、かつ評議員会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(その他)

- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則 (平成3年規程第1号)

- 1 この規程は、平成4年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年規程第1号)

- 1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第6号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。